

旭川市 ごみ減量等推進優良事業所 認定の手引き



旭川市環境部廃棄物政策課

ごみ減量等推進優良事業所認定を受けませんか

ごみの減量・リサイクルには、ごみを出す人一人一人の意識的な取組が欠かせません。なかでも事業者による取組は、自ら排出するごみの量を減らすだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみの量を減らすこともできる、非常に大切な要素を持っています。

また、昨今の環境問題への関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取り組み姿勢が注目されつつあります。

そこで、旭川市では、ごみの減量・リサイクルなどに積極的に取り組む事業所を「旭川市ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、広くPRを行うこととしました。

★ ごみ減量等推進優良事業所認定制度とは

ごみ減量やリサイクルに取り組む事業所を、取組内容に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階で「ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、市が支援を行うとともに市民にPRしていく制度です。

★ 認定のメリット

市が交付するステッカー、認定マークを使用することで取組をアピールでき、市のホームページにも事業所名が掲載されます。ゴールド事業所の方には認定式に御出席いただきます。

そのほかにも...

- ◎ 会社のイメージがアップします。
- ◎ 物品の効率的調達、廃棄量の減量が進めば、経費の節減にもつながります。
- ◎ 職場で一丸となって取り組むことで、職員の連帯感が向上します。
- ◎ 社会貢献推進企業として、市の入札・契約制度において優遇措置の対象となります。
(優良事業所認定後、社会貢献推進企業登録申請が必要です。
詳細は契約課制度担当TEL25-5736までお問い合わせください)

★ 認定を受けるためには

旭川市ごみ減量等推進事業所認定申請書(様式第1号)に、取組事項等を記入し、下記に郵送又は電子メール等で提出してください。なお、申請書等は旭川市ホームページで閲覧・ダウンロードすることもできます。「旭川市ごみ優良」で検索してください。

お問い合わせ・提出先 : (〒070-8525) 旭川市6条通9丁目 旭川市環境部廃棄物政策課
電話 25-6324 **FAX** 29-3977
メールアドレス haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp

ごみ減量等推進優良事業所認定基準

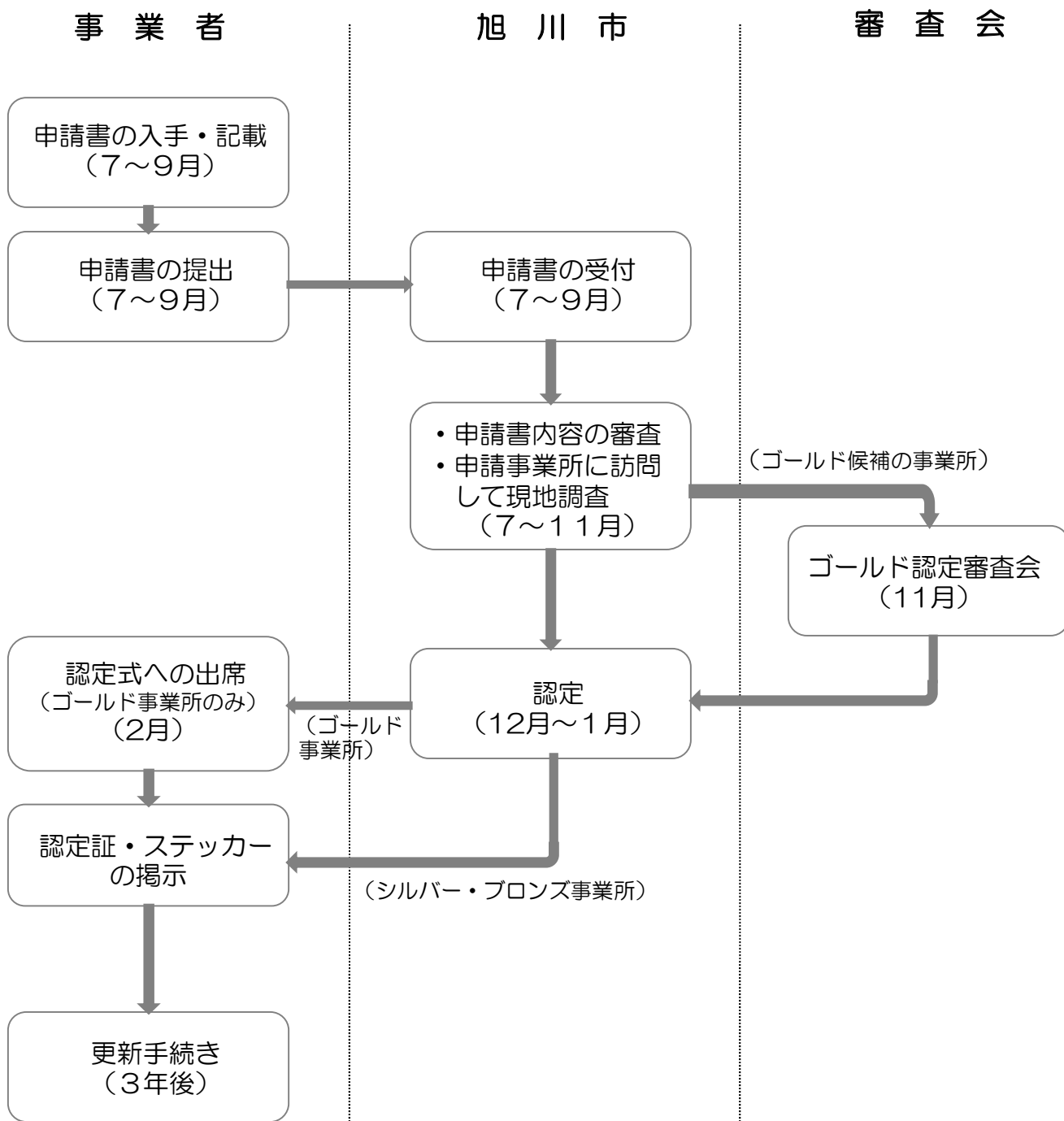
※ 詳細な取組状況の設問は申請書を御覧ください。

	ブロンズ☆	シルバー☆☆	ゴールド☆☆☆
1. 発生・排出抑制(リデュース)の取組 ① 詰め替え品の利用 ② 使い捨て品の利用抑制 ③ マイカップ利用推奨 ④ 紙の使用機会の抑制 ⑤ 紙の発生量抑制の工夫 ⑥ 生ごみの発生量抑制の工夫 ⑦ 食品残渣を減らす取組 ⑧ 在庫を抱えない工夫	1項目以上 取り組んでいる	4項目以上 取り組んでいる	シルバー認定の要件を全て満たした上で、認定審査会に諮り、特に優秀な取組を行っていることを認められる
2. 再使用(リユース)の取組 ① 消耗品の再利用の工夫 ② 備品類の融通の工夫 ③ 物品納入時の工夫	1項目以上 取り組んでいる	2項目以上 取り組んでいる	
3. 分別・再生活用(リサイクル)の取組 ① 基本的分別の徹底と工夫 ② メーカー回収や自主回収の活用 ③ 生ごみリサイクルの実施	①を含む 1項目以上 取り組んでいる	①を含む 2項目以上 取り組んでいる	
4. 資源循環に関する取組 ① 再生品の積極利用 ② 再生品の積極提供		1項目以上 取り組んでいる	
5. 顧客や取引先などに対する取組 ① 顧客へのごみ排出量抑制の工夫 ② 顧客へのリユース・リサイクル機会の提供 ③ 簡易包装の取組 ④ 紙の発生抑制への協力		1項目以上 取り組んでいる	
6. 事業所内でのごみ減量化や 環境美化に向けた取組 ① 適切な廃棄物の保管、管理 ② ごみの発生量、資源化率の把握 ③ ごみ減量化・資源化に関する責任者の設置 ④ 物品調達・管理の工夫 ⑤ 組織的なごみ減量に取り組む体制 ⑥ 環境に係る学習の実施 ⑦ 修理・修繕(リペア)の取組 ⑧ 環境に係る取組の情報発信 ⑨ 地域との連携や貢献	①を含む 1項目以上 取り組んでいる	①②を含む 3項目以上 取り組んでいる	
7. 各種施策への協力状況 ① 廃棄物処理を正しく行っている ② 多量排出事業者の場合、関連書類を提出している ③ その他、市が行う施策に協力している	①②に必ず 取り組んでいる	①②に必ず 取り組んでいる	

★ 認定までの流れ

申請書を提出いただいた後、認定基準と照らした審査を行います。現地調査もいたしますので、御協力をお願いいたします。ゴールド事業所の認定は、審査会を開催のうえで決定します。

認定された事業所には、認定ステッカーと認定証をお渡しします。また、ゴールド事業所に認定されると、2月に予定している認定式に出席いただきます。



Q & A 質問と答え

Q1 優良事業所認定を受けることができるのは？

A1 旭川市内にある事業所が、認定の対象となります。ただし、店舗や事務所などが市内に複数箇所あり、ごみ減量や資源化に同じように取り組んでいる場合は、事業者(会社)として認定することができます。また、事業所や事業者でつくる団体が同様の取組を行っている場合も認定の対象となります。

Q2 認定されるには、どのような取組をする必要がありますか？

A2 ごみの減量や分別・リサイクルなどに積極的に取り組むことで、レベルに応じた認定がされます。認定基準は、P2をご覧ください。

Q3 ゴールド、シルバー、ブロンズのどれに申請すれば良いですか？違いは何ですか？

A3 目安として、ブロンズは事業系ごみの適正処理及び必要な分別に取り組んでいる事業所。シルバーは、それを一歩進めて、ごみの発生量や処分先を把握し、資源循環等への配慮も行っている事業所。ゴールドは、シルバーの中から、特に優秀な事業所を、それぞれ認定します。実際に行っている取組内容に応じて、申請をしてください。なお、シルバー以上の認定を目指す事業所は、ごみ排出量と特に重点的に取り組んでいること等を申請書に記入いただく必要があります。

Q4 どのような手続きで認定されますか？

A4 認定を希望する事業所は、旭川市ごみ減量等推進事業所認定申請書(様式第1号)に取組事項等を記入し、申請してください。その後、申請書を精査し、認定基準に照らした書類審査と現況確認のための現地調査(申請事業所に訪問)を実施後、認定します。ゴールド事業所については、審査会を開催し、認定されます。

Q5 認定を受けるとどんなメリットがありますか？

A5 認定された事業所には、ステッカーと認定証をお渡しします。また、ホームページ等で認定事業者名を公表するほか、認定マークを印刷物等に利用することができ、会社のイメージアップに役立たせていただくことができます。
その他、社会貢献推進企業として、市の入札・契約制度において優遇措置の対象となります。(優良事業所認定後、社会貢献推進企業登録申請が必要です。詳細は契約課制度担当TEL25-5736にお問い合わせください)
なお、ゴールドに認定された事業者は、認定式での認定証交付がされます。
また、副次的なメリットではありますが、物品調達管理の工夫や廃棄量の削減により、経費節減の効果もあります。

Q6 認定期間はどのくらいですか？

A6 認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して3年間です。認定期間終了後、更新をすることもできます。更新する場合は、別に定める期間内に更新申請をする必要があります。

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定

令和5年（2023年）6月発行

編集・発行

旭川市環境部廃棄物政策課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

TEL (0166) 25-6324

FAX (0166) 29-3977

E-mail haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp
ホームページ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>